

Guiding Question

中国においては、「法治」が強調されるようになり、また、一般に、そこにおける法治主義の発展が求められている。しかし、他方、それは困難な課題でもある。そこで、法治主義発展の歴史を概観し、それとの比較、特にアジアの隣国日本における展開（大日本国憲法の成立、発展、崩壊）と旧社会主義国ハンガリーにおける展開（社会主義憲法からの転換）との具体的比較の視座を獲得した上で、中華人民共和国憲法体制における法治主義発展の課題と展望について考える。具体的には以下のことを考える。1)中華人民共和国憲法のどの規定が権力分立を阻害しているか？ 2)中華人民共和国憲法において立法機関、立法はどのような性質のものか？ 3)中華人民共和国憲法のどの規定が権利制限を可能にしているか？ 4)中華人民共和国における法治主義発展について、どのような道筋が考えられるか？その際、何が障害となり得るか？

討論では、主に以下の意見が提起された。

- 1) 法治主義まで辿り着くには、まず阻害要因をなくしていく。1) 三権分立ではない。憲法3条1項の「民主集中制」の規定が問題。2) 立法機関は唯一ではない。複数の機関が「法」を制定できる（グループ内には「法規」は違う性格を持つものとの指摘もあるが）。立法機関を一つの独立した機関として定める。3) 立法法8条「法による権利の制限」を改定する。
- 2) 現在のいくつかの問題点。A 三権分立の問題、軍隊の問題（共産党軍）。B 財産の問題。私有財産は合法的なものなら侵犯されないが、もし違法なものなら財産権は保護されない。C 選挙の問題。裏で賄賂などの問題が頻発し、民衆の意見が反映されない。D 違憲審査権の問題。憲法の監督システムは機能していない。裁判所による違憲審査権の導入が成功できれば、「人治主義」は「法治主義」へと。
- 3) 民主集中制は中国自身が「創造」した制度である。全人代の選挙は間接選挙であるが、県レベルまでは直接選挙。法治主義には「不足点」が存在しているが、司法改革や裁判所独立への改革は進められている。そして、全人代の監視はまったくないとはいえない。また、民衆の法治意識は高まっている。
- 4) 共産党の法領域への干渉が強い。権力を抑制、監督するシステムは機能していない。日本のような野党による抑制は中国にはない。もし共産党と同じレベルの政党ができれば、あるいは共産党による干渉を減らせば、法治主義は発展するかもしれない。

担当教員の総括：いくつか重要な論点が出てきたが、まず、非常に重要なのは財産や経済の視点である。中国における経済活動の自由度は上がってきている。それにも関わらず実際財産が脅かされる場合がある。近いうちに一党支配がなくなるとは思えない。しかし一党支配の下であっても、権利が保障され、拡大する可能性は考えられる。産業の発達、私有財産の拡大に伴い、権力者による恣意的行動、あるいは経済活動の成果を都合のいいように利用することはできない。特定の権利は認めてもらいやすい。ハンガリーのように、まず経済活動の自由から権利が拡大していく。また、全人代の議論が出てきたように、様々な代表がいる全人代は必ずしも「全会一致」ではない。2000人の代表を一色に染めることは難しい。全人代の中から独自の利害に関する主張、異質な要素が出てくる可能性がある。全人代の中の自由要素を考える視点は重要である。最後に、裁判所についていえば、地裁レベルの法治の推進が少しずつ中央まで拡大していく可能性がある。法治主義の発展は長い道であり、ある地方でどの部門が何をどこまでできるかという問題意識を持って長い目で少しずつ、具体的に考えていくのが重要であろう。それは多くの国の法治主義発展のパターンであり、世界的に見れば、中国は例外ではない。